

令和7年度ヤングケアラー支援体制構築事業提案書に係る質問及び回答

受付番号	該当書類	該当箇所	質問	回答	更新日
1	募集要項	4 応募資格（1）	事業所は営業拠点を有していればよいか、登記は必要ですか。	職員が配置されている事業所等があれば登記等は必要ありません。	R7.2.10
2	募集要項	4 応募資格（5）	合同会社はその他法人に含まれますか。	合同会社はその他法人に含まれます。	R7.2.10
3	仕様書	5 委託業務の内容 (2)事業内容 ② ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ア 相談支援業務	相談支援業務の各窓口において、必ず開設する曜日、時間帯や運営時間数の目安はありますか。当事者の生活時間帯から夜間帯の相談対応が有効だと判断した場合、SNSや電話の夜間帯の相談を長く、日中の対面相談の時間を短く取るとは可能か。	ヤングケアラー当事者、その家庭及び関係者（学校・市町村等）からの相談に対応できる曜日・時間帯等を考慮した提案をお願いします。なお、委託先決定後、県と協議の上最終的な決定となります。	R7.2.10
4	仕様書	5 委託業務の内容 (3)事業の実施体制 ①ヤングケアラー・コーディネーターの配置	常勤の定義は、事業所の所定労働時間に準じ、週30時間以上勤務の短時間正社員は「常勤」に含みますか。また各相談分野の専門性を有するスタッフ体制を構築する観点から、常勤と同等の時間×2名の時間数を、3～4名で構築することは可能か。（例えば常勤月120時間とした場合、120時間×3名＝360時間ではなく、120時間＋（60時間×4名）＝360時間の体制構築でもよいか）	本仕様書でいう常勤職員とは委託事業者において、フルタイム（例：1日8時間・週40時間）で勤務している者をいいます。また、常勤職員を1名以上確保した上であれば、常勤職員と同等の勤務時間数が確保されていれば、差し支えありません。	R7.2.10
5	仕様書	5 委託業務の内容 (4)設備	事務室や相談スペースといった設備に立地の基準はありますか。また、セキュリティが担保された利便性の高いコワーキングスペースを事務室や相談スペース等として利用することはできるか。	対面での相談も想定しているため、コワーキングスペース等を事務室や相談スペースとすることはできません。	R7.2.10
6	募集要項	4 応募資格（1）	「県内に団体の本部又は事業所を有すること。」とあるが、常勤かつ専任の職員を配置し、千葉県内において委託を受けて開設している窓口の事務所をこれに該当するとして差し支えないか。	差し支えありません。また、受付番号1の回答も御参照ください。	R7.2.18
7	募集要項	様式第3号～様式9号	それぞれの様式について、枚数制限はあるか。枚数制限がある場合、それぞれ何枚以内か。	枚数制限はありません。	R7.2.18
8	募集要項	様式第1号 7 添付書類	法人登記事項証明書は写しで差し支えないでしょうか。	写しで差し支えありません。	R7.2.18
9	募集要項	様式第3号～様式第7号	フォント及びフォントサイズに指定がある場合、お示しください。	フォント及びフォントサイズの指定はありません。	R7.2.18
10	仕様書	5 委託業務の内容 (3)事業の実施体制 ①ヤングケアラー・コーディネーターの配置	ヤングケアラー・コーディネーターは常勤職員とあるが、1日の勤務時間は何時間を想定しているかご教示ください。	受付番号4の回答を御参照ください。	R7.2.18
11	仕様書	5 委託業務の内容 (3)事業の実施体制 ①ヤングケアラー・コーディネーターの配置	相談対応日及び時間内は、相談事務運営場所に常駐する必要はありますか。	関係機関や家庭等に訪問する際など、必ずしも常駐する必要はありませんが、来所相談は事前の予約を呼び掛ける、相談電話を外出先でも受けられるようにする等利用者の相談に適切に応じられる体制を構築するようにしてください。	R7.2.18
12	仕様書	5 委託業務の内容 (3)事業の実施体制 ②要件	「その他、ヤングケアラーの支援を行う上で効果的な資格や経験を有する者」とありますが、具体的に想定している資格や経験等ございましたらご教示ください。	具体的な想定はありませんが、提案にあたってはヤングケアラーの支援を行う上で適切な資格や経験を有すると考えられる者をご提案いただくことが望ましく、選考委員会で判断することになります。	R7.2.18

13	仕様書	5 委託業務の内容 (2)事業内容 ②ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ウ 研修等	今年度及び過年度における実施した「派遣型の研修」の実施回数をご教示ください。	令和5年度は17回、令和6年度は28回（※令和7年2月17日現在）の派遣型研修（ヤングケアラー支援に関するアドバイザー派遣事業）を実施しております。	R7.2.18
14	その他		本事業における過年度までの成果（達成事項など）やその他運営上の課題についてご教示下さい。上述を踏まえ、来年度以降の課題（未達成事項など）についてご教示ください。	<p>【今年度までの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の設置、コーディネーターの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口「アトリエ」の設置及びコーディネーターの配置 ・ヤングケアラー支援の共通認識、ネットワーク構築のため、市町村、学校、児童相談所、民間団体等との情報交換会を開催 ・スクールソーシャルワーカー等の会議への参加（スクールカウンセラー等地区別会議） ○ピアサポート・オンラインサロンの設置関係 <ul style="list-style-type: none"> ・元ヤングケアラーの体験談等をYouTubeで配信 ○研修関係 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関職員研修（年5回程度実施） ・アドバイザー派遣（令和5年度：17回、令和6年度：28回（令和7年2月17日現在）） <p>【運営上及び来年度以降の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内のネットワーク構築のための連携会議をどのように開催していくか。 ・学校や市町村へのアウトリーチを行い、相談支援体制をどのように構築していくか。 ・本県におけるヤングケアラー支援の課題等について、県と協働して調査・分析する必要がある。 ・相談窓口や相談窓口でできることをPRし、ヤングケアラー当事者やその家庭、関係者から相談しやすい環境を整備する。 	R7.2.19
15	その他		本事業の対象者となる方々の抱える課題について、貴県における特徴等があればご教示ください。	千葉県が令和4年度に行ったヤングケアラーに関する実態調査では、家族の世話をしていると回答した学生が、小6・中2・高2全ての年代において、全国調査よりも約6～8%高い割合となっています。その他の課題は受付番号14をご参照ください。	R7.2.19
16	仕様書	5 委託業務の内容 (2)事業内容 ②ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ア 相談支援業務	今年度及び過年度における相談支援業務の相談件数及び相談者実人数を、対面、LINE等のSNS及び電話それぞれについてご教示ください。	相談件数はLINEや電話等を合わせて多ヶ月で50件程度ですが、ヤングケアラー・コーディネーターの主な役割としては、窓口での相談業務よりも学校や地域の支援機関に赴き、ネットワークを構築したり、個別ケースの支援会議への参加などアウトリーチに係るものが大きくなっています。	R7.2.19
17	仕様書	5 委託業務の内容 (2)事業内容 ②ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ウ 研修等	今年度及び過年度における実施した研修資料のうち公開可能なものがあればご教示ください。	現在、研修資料は公開しておりません。	R7.2.19
18	仕様書	5 委託業務の内容 (4)設備	本事業で活用する拠点は、本事業の円滑な遂行に支障が無い範囲で別の事業等と共用することは可能でしょうか。	事務室や相談スペース等は本事業の円滑な遂行に支障がない範囲で別の事業等と共用することは可能ですが、相談者の個人情報の取り扱い等には配慮されたものとする必要があります。ただし、電話回線等については、県が指定する回線の利用となる可能性もあることから、受託後に県と協議を行ってください。	R7.2.19
19	仕様書	5 委託業務の内容 (2)事業内容 ②ピアサポート・オンラインサロンの設置 ア ピアサポート・オンラインサロンの運営	今年度及び過年度実施した「ピアサポート・オンラインサロン」の平均参加者数についてご教示ください。	ピアサポート・オンラインサロンはYouTubeで配信していますが、今年度実施したピアサポート・オンラインサロン動画の平均視聴回数は120回程度です。	R7.2.21